(第1号様式)

債 権 譲 渡 承 諾 申 請 書

(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

(あて先) 仙台市 (契約者)

譲渡人 住所(請負者) 氏名

実印

譲受人 住所 氏名

実印

請負者(以下「甲」という。)が、貴市と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書に基づく下記の工事請負代金債権を、譲受人(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、同契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領(平成21年1月21日財政局長決裁)」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお,工事請負契約書第 42 条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は、工事請負契約書第 34 条の2に規定する中間 前金払及び同契約書第 37 条に規定する部分払を請求いたしません。

記 1 工事番号・名称 工事場所 2 3 契 約 \exists 年 月 日 月 工 期 年 日から 年 月 日まで 5 (1)請負代金額 円 (ただし, 契約変更により増減が生じ た場合はその金額による。) - (2)前 払 金 額 金 円 - (3) 中間前払金額 及び部分払金額 金 (4) 債権譲渡額 金 円 (年月日現在見込額,ただし,契約変更により 増減が生じた場合はその金額による。)

- 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等が なされていないことを念のため申し添えます。
- 融資に当たり、必要な出来高調査は乙が行います。なお、乙は、本件建設工事請負契約に基づき 貴市が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。

- 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。また、精算は甲、乙間で責任をもって行い貴市には一切ご迷惑をおかけ致しません。
- 本件に関する連絡先及び担当者
- (1) 所属
- (2) 電話番号
- (3) 職 氏名

債 権 譲 渡 承 諾 書

(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

(甲) 様(乙) 様

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書第 42 条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではありません。また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降、工事請負契約書第 34 条の2に規定する中間前金払及び同契約書第 37 条に規定する部分払を請求できないものとします。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、工事請負契約書第 31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間 前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する契約者の請求権に基づく金額を控除した 額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第 52 条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の契約者の請求権に基づく金額を控除した額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書 5 (1) 及び (4) の金額は変更後の金額とします。

- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により市の契約者(以下「契約者」 という。)に債権譲渡契約証書の写しを添えた債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。

- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、契約者は関与しないこと。
- 6 甲の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、契約者は 関与しないこと。
- 7 甲又は乙が、本市に提出した書面に偽造・改ざんがなされていた場合その他の不正が発見された場合には、本市の甲及び乙に対する一方的通知により承諾は取り消されるものとする。

仙台市 (契約者)

印

確	定	日	付	印	欄	承	諾	番	号

(第1-2号様式)

債 権 譲 渡 承 諾 申 請 書

(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

(あて先) 仙台市 (契約者)

譲渡人 住所(請負者) 氏名

実印

譲受人 住所 氏名

実印

請負者(以下「甲」という。)が、貴市と甲との間で締結された 年 月 日付けの工事請負契約書に基づく下記の工事請負代金債権を、譲受人(以下「乙」という。)に譲渡することにつき、同契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますようご依頼申し上げます。

乙においては、「地域建設業経営強化融資制度を利用する場合における工事請負代金債権譲渡の承諾に関する事務取扱要領(平成21年1月21日財政局長決裁。以下「取扱要領」という。)」に従い、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお,工事請負契約書第 42 条に規定する契約不適合責任は、当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

甲及び乙は、工事請負契約書第 34 条に規定する前金払は、債権譲渡が行われた場合には、それ 以降は請求いたしません。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降は、工事請負契約書第 34 条の2に規定する中間前金払及び同契約書第 37 条に規定する部分払(乙が請求する取扱要領第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)を請求いたしません。

記 工事番号・名称 1 2 工事場所 3 契 約 \exists 年 月 \exists 年 月 4 Τ. 期 年 月 日から 日まで (1)請負代金額 円 (ただし、契約変更により増減が生じ た場合はその金額による。) - (2) 既 払 金 額 Щ - (3) 前 払 金 額 円 金 - (4)中間前払金額 及び部分払金額 円 (5) 債権譲渡額 円 (年月日現在見込額,ただし,契約変更により 増減が生じた場合はその金額による。)

- 上記工事の請負代金債権については、譲渡、差押、質権の設定その他の権利の移動又は設定等が なされていないことを念のため申し添えます。
- 融資に当たり、必要な出来高調査は乙が行います。なお、乙は、本件建設工事請負契約に基づき 貴市が行う出来形査定結果については、一切異議を申し立てません。
- 本件債権譲渡の承諾を得た後は、本件工事の部分払金(取扱要領第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払に限る。)及び請負代金の請求は乙が行い、甲は一切の請求を行いません。また、精算は甲、乙間で責任をもって行い貴市には一切ご迷惑をおかけ致しません。
- 本件に関する連絡先及び担当者
- (1) 所属
- (2) 電話番号
- (3) 職 氏名

債 権 譲 渡 承 諾 書

(地域建設業経営強化融資制度用)

年 月 日

(甲) 様

(乙) 様 上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡につい

上記につき、公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾します。

なお、本承諾によって工事請負契約書第 42 条に基づく甲の責任が一切軽減されるものではありません。

甲及び乙は、工事請負契約書第 34 条に規定する前金払は、債権譲渡が行われた場合には、それ 以降は、請求できないものとします。

また、債権譲渡が行われた場合には、それ以降、工事請負契約書第 34 条の2に規定する中間前金払及び同契約書第 37 条に規定する部分払(乙が請求する取扱要領第2条第1項第1号ウの工事に係る各会計年度末における部分払を除く。)を請求できないものとします。

記

1 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、工事が完成した場合においては、工事請負契約書第 31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払 金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する契約者の請求権に基づく金額を 控除した額とする。

ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書第 52 条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から既払金、前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の契約者の請求権に

基づく金額を控除した額とします。

なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾申請書5 (1)及び (5)の金額は変更後の金額とします。

- 2 甲及び乙は、債権譲渡契約を締結した場合は、速やかに連署により市の契約者(以下「契約者」という。) に債権譲渡契約証書の写しを添えた債権譲渡通知書を提出すること。
- 3 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 4 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定しその他債権の帰属及び 行使を害すべき行為を行わないこと。
- 5 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこと とし、契約者は関与しないこと。
- 6 甲の倒産時等の下請負人等の保護に関しては、甲及び乙が責任を持って行うこととし、契約者は 関与しないこと。
- 7 甲又は乙が、本市に提出した書面に偽造・改ざんがなされていた場合その他の不正が発見された場合には、本市の甲及び乙に対する一方的通知により承諾は取り消されるものとする。

仙台市(契約者)

囙

確	定	日	付	印	欄	承	諾	番	号